（前のページより続き）

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同九四）　一五
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同九五）　一六
○社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の効力発生に関する件（外務一三六）　一六三
○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（財務八八）　一六四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同八九）　一六五
○株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（財務・厚生労働一）　一六九
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（厚生労働一〇七）　一七三
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同一〇八）　一七三
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一〇九）　一七五
○児童福祉法第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一一〇）　一七五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産六五一）　一七八
○出願公表後に名称変更がなされた件（同六五二）　一八〇
○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件（同六五三）　一八一
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業六四）　一八二
○軌道事故等報告規則の一部を改正する告示（国土交通三九五）　一九一
○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境三九）　一九二
○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同四〇）　一九二

本号で公布された法令のあらまし

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（環境省）

1　地球環境局国際連携課及び参事官の所掌事務を変更することとした。（第二六条第二号及び第二七条関係）

2　時限で措置された職について、設置期間を延長することとした。（附則第二項から第四項まで関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（環境省）

1　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項に規定する特定事業者（以下「特定事業者」という。）に国立研究開発法人国立長寿医療研究センター等を追加するとともに、特定事業者から国立大学法人東京海洋大学等を除くこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月額三万七、一〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）

2　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六七万円に改めることとした。（第二四条関係）

3　法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、四三円七三銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）

4　法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、九九一円七五銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）

5　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（経済産業省）

1　大臣官房に置かれる参事官を一人減員することとした。（第一三条第一項関係）

2　資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課の所掌事務の特例に係る規定を廃止することとした。（附則第一二条関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

海上幕僚監部防衛部装備体系課及び同幕僚監部装備計画部航空機課の所掌事務を改めることとした。（第一二〇条及び第一二九条関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　航空支援集団司令官を自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の五号俸の俸給月額を受ける官職として定めることとした。（第四条及び第六条の二〇関係）

2　特殊作戦隊員手当の支給対象となる特殊作戦隊員として、特殊作戦業務に従事することを本務とする海上自衛官及び航空自衛官を加えるとともに、特殊作戦隊員手当の月額を改めることとした。（第一一条の三及び第一二条関係）

3　予備自衛官補に支給される教育訓練招集手当の日額を改めることとした。（第一七条の一五関係）

4　自衛隊サイバー防衛隊の極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が高いものに従事することを本務とする職員を俸給の調整額の支給対象に加えるとともに、調整数を定めることとした。（別表第二関係）

5　1に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）